

(様式 3 の 2)

つくば市無電柱化条例の背景・経緯等

つくば市企画部まちなみ整備課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

中心市街地やT X沿線地区の駅前などでは、計画的にまちづくりを行ってきたことから、無電柱化により良好な都市環境が創出されている。しかし、平成17年から中心市街地等において、国家公務員宿舎跡地の売却が開始され、既に無電柱化されている地区においても、架空線で整備が行われる箇所が現れている。今後も多くの公務員宿舎等が売却される予定であることから、既に無電柱化されている区域等において、電線類を地下に敷設することによる無電柱化を義務化する条例を制定することで、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保、景観の整備を図る。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

なし

○ 未来構想における根拠又は位置付け

理念Ⅱに該当 つくば市戦略プラン基本施策7に該当

○ 関係法令及び条例等

なし

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

- ・質が高い街並み景観の創出を図ることができる。
- ・地域の魅力を向上させることができる。
- ・災害に強い電力ネットワークを構築することが可能となる。
- ・架空化の地域で、電柱が道路に倒壊することにより、災害復旧活動を妨げることや漏電や火災などの二次災害を防ぐことが可能となる。

「つくば市無電柱化条例」(案) 概要版

1. 条例の背景

- 中心市街地やTX沿線地区駅前などは、計画的に整備されたことから、無電柱化がなされ良好な都市景観を創出している。しかし、平成17年に開始された国家公務員宿舎等の売却により、架空線による開発が行われている箇所が現れている。
- 無電柱化は、良好な都市景観の創出や災害に強い安全安心なまちづくりに大きな役割を果たしていることから、現在無電柱化されている箇所については、今後も無電柱化を継承する必要がある。
- 今後も中心市街地等において多くの国家公務員宿舎等が処分される予定であることから、早急に対応することが必要である。

既に無電柱化がなされている地区等において、電線類を敷設する際に電線類を地下に埋設することによる無電柱化を義務化する条例を制定

2. 条例の目的(第1条)

この条例は、電線類を地下に埋設することによる無電柱化を図り、もって都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備に資することを目的とする。

3. 内容について

(1) 制限の内容について(第3, 4条)

①無電柱化区域における義務(第3条)

- 1 別図に掲げる区域(以下「無電柱化区域」という。)において電線類の敷設を要請しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するための管路その他の規則で定める設備を整備し、及び電線類を敷設する者に対し、費用(電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用のうち規則で定める費用に限る。)を負担しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ・電線類を敷設する区域において、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設することが技術的に困難な場合
 - ・工事等により電線類又は電柱を一時的に使用する場合
 - ・その他市長がやむを得ないと認める場合
- 2 無電柱化区域において自ら電線類を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設しなければならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために最低限必要となる電線類又は電柱については、適用しない。

②無電柱化の促進（第4条）

- 1 無電柱化区域を除く区域において、次の各号のいずれかに該当する場合は、電線類の敷設を要請しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設されるよう努めなければならない。
 - ・敷設する電線類と既設の電線類との接続箇所が既に地下に埋設されている場合
 - ・都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域において、開発行為をする土地の面積が1ヘクタール以上の開発行為を行う場合
- 2 無電柱化区域を除く区域において、前項の各号に該当し、自ら電線類を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するよう努めなければならない。
- 3 前条第1項ただし書の規定及び同条第3項の規定は、前2項の規定による電線類の敷設について準用する。

（4）無電柱化の弊害への対応（第5条）

- 1 無電柱化区域において、開発行為に伴い電線類を地下に埋設する場合であって、道路を新設するときは、当該開発行為を行う者は、規則で定めるところにより当該道路を照らすための街灯その他の照明を設置しなければならない。
- 2 無電柱化区域を除く区域において、開発行為をする土地の面積が1ヘクタール以上の開発行為に伴い電線類を地下に埋設する場合であって、道路を新設するときは、当該開発行為を行う者は、規則で定めるところにより当該道路を照らすための街灯その他の照明を設置するよう努めなければならない。

（5）勧告と公表（第6，7条）**①勧告（第6条）**

市長は、第3条又は前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

②公表（第7条）

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名・住所・当該勧告の内容を公表することができる。なお、公表するときにはあらかじめ勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（6）経過措置

- 1 この条例の施行の際、建築確認申請を行い既に確認済証の交付を受けている建築

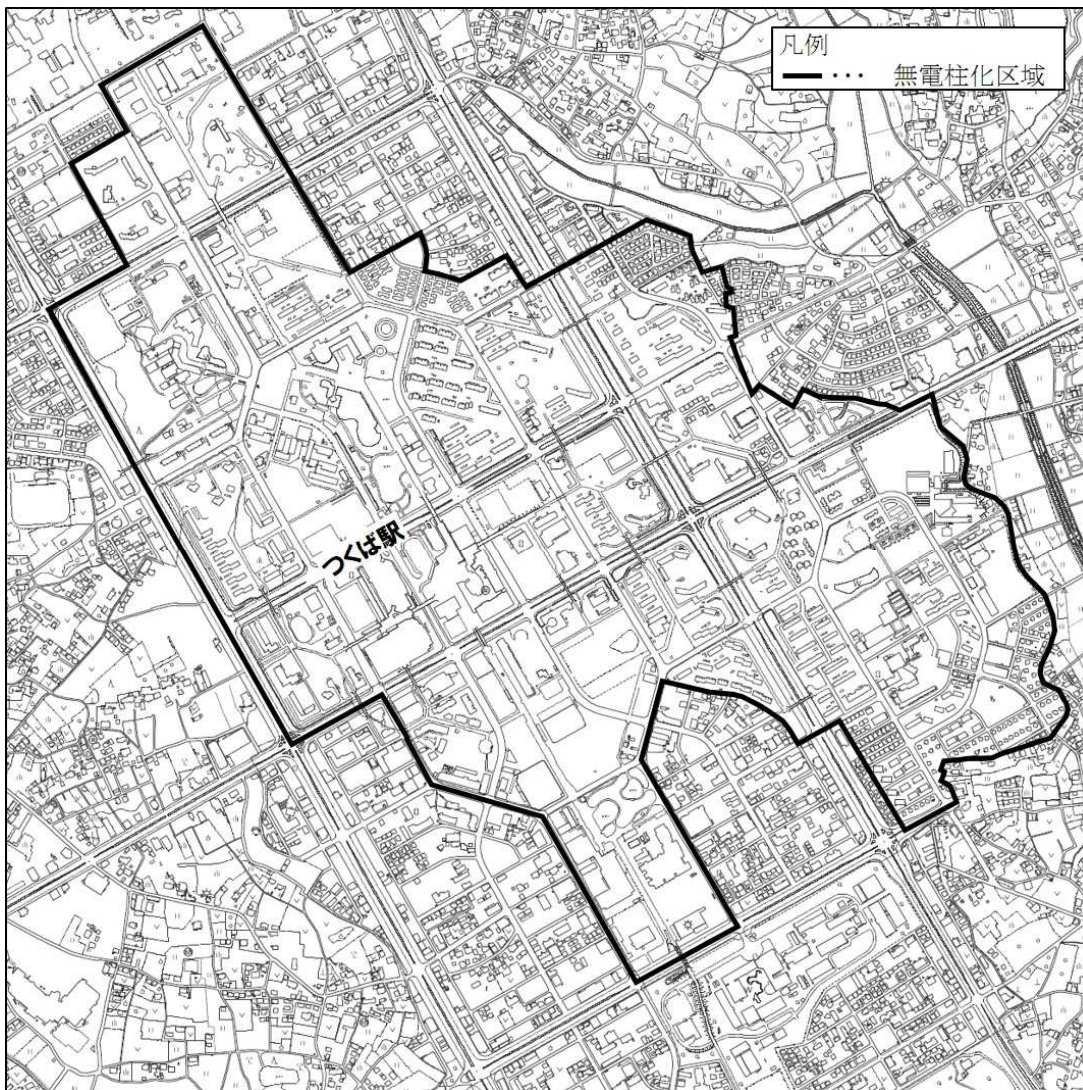
で、検査済証が交付されていない建築物
 2 この条例の施行の際、既に開発許可を受けている開発行為で、検査済証が交付されていない開発行為
 以上の建築物及び開発行為については、義務規定を適用しない。

(7) その他

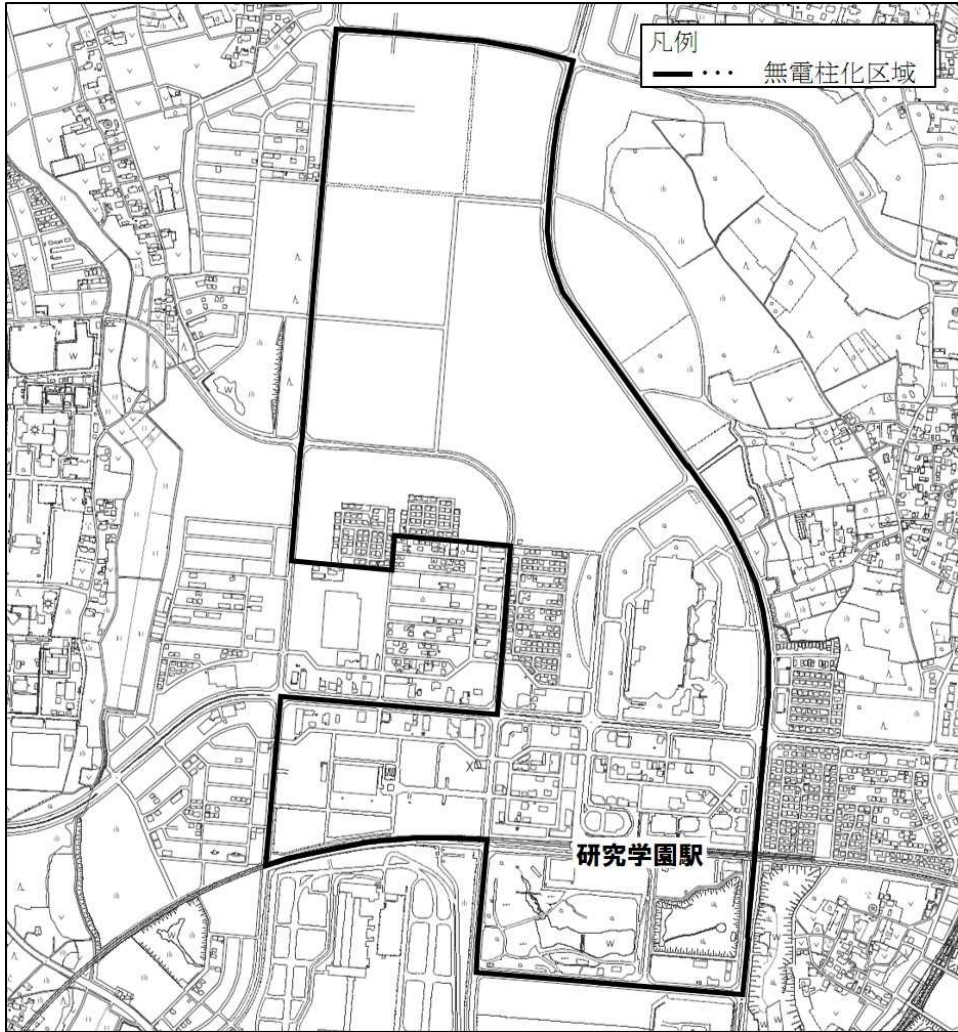
本条例の施行に際し、開発許可等の関係手続き等と十分に連携することで実効性を担保する。

別図

つくば駅周辺



研究学園駅周辺



万博記念公園駅周辺



みどりの駅周辺

